

船橋市教育の情報化企画推進委員会要綱

(設置)

第1条 市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における教育の情報化の施策を企画し、及びその推進を図るため、船橋市教育の情報化企画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校の情報教育に関すること。
- (2) 学校の教科指導におけるICT活用に関すること。
- (3) 校務の情報化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校における教育の情報化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 管理部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 教育総務課長
- (5) 施設課長
- (6) 学務課長
- (7) 指導課長
- (8) 保健体育課長
- (9) 総合教育センター所長
- (10) 市立小学校長の代表者
- (11) 市立中学校長の代表者
- (12) 市立特別支援学校の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育次長、副委員長は学校教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が指名する者が議長となり、議事を整理する。

(専門部会)

第6条 専門的な事項を調査させ、及び研究させるため、委員会に船橋市コンピュータ・ネットワーク（FCN）推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、学校の教職員、教育委員会事務局及び教育機関に置かれる職員のうちから委員会が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選により定める。

4 部会長は、専門部会において調査し、及び研究した事項を委員会に報告しなければならない。

5 第4条第3項及び第4項、前条並びに次条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「専門部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(参考意見等の聴取)

第7条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合教育センターにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。